平成２４年（フ）第８２１号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目36番地８　ハイツサンコー101
債務者　兒玉　正美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３３号
横浜市泉区中田南２丁目32番19号　クズノハイツ201号室
債務者　栗林　千明
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５８号
横浜市鶴見区駒岡５丁目17番３―401号
債務者　志賀千都子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８０号
横浜市港北区日吉本町６丁目39番20号
債務者　池村　幸造
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８８号
横浜市港南区上大岡東２丁目39番10号
債務者　大柿　尚美（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９０号
横浜市戸塚区舞岡町3007番地　シャルマンドミール桜堂101号
債務者　原　　道夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１１号
横浜市中区本牧三之谷４番25―102号
債務者　橋本　大助
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９９号
横浜市南区白金町２丁目30番地　日神パレス吉野町312
債務者　岡本　尚範
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
静岡県菊川市下平川2260番地の１
債務者　野村　雪子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
静岡県菊川市下内田1399番地
債務者　栗田　圭悟
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時20分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
北海道旭川市東旭川町共栄123番地　共生園Ⅱ
債務者　阿部　武志
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条１丁目９番６号
債務者　嶋村　隆策
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
北海道上川郡当麻町５条東４丁目７番31号
債務者　佐藤二三男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
北海道旭川市神居８条２丁目２番５号
債務者　瀧山　勝弘
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
北海道旭川市４条通10丁目左４号　４条マンション
債務者　戸野塚俊子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９０号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート３―307
債務者　海老根　博
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部